

ハイライト:

- ・2019年4月より働き方改革関連法が施行されます！
- ・2019年3月末までに請負契約を結ぶと10月以降の受け渡しでも8%の税率です！

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶

目次:

ご挨拶	1
働き方改革関連法の概要	1
請負契約に係る消費税の経過措置	2

次第に寒さも増し、年末のせわしなさを感じる時期となりました。体調管理にはお気をつけください。

今号は、来年4月から施行される働き方改革関連法の概要、そして請負契約に係る消費税の経過措置を取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香



働き方改革関連法の概要

長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現を目的として、2019年4月より働き方改革関連法が施行されます。中小企業(注)においては、一部適用が先送りになる項目もありますので、施行時期と内容に関し、各項目について解説いたします。

残業時間の上限規制(中小企業は2020年4月からの適用)

残業時間の上限は従来、法律上規定されておらず、あくまで行政指導のみでしたが、労働基準法で残業時間の上限が定められるため、これを超える残業は違法となります。

原則:月45時間、年360時間

例外:年720時間、月100時間(休日労働含)未滿、複数月平均80時間以内、但し45時間/月を超えても良いのは年間6ヶ月まで

月60時間超の残業割増賃金の引き上げ

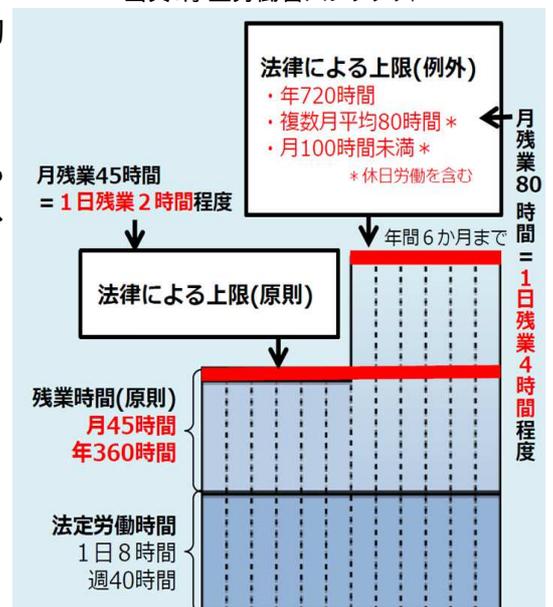
大企業では既に適用されていますが、中小企業においても2023年4月より月60時間を超えた残業に対しては、25% 50%へと割増賃金率が引き上げられます。

注)中小企業の定義:以下の 又は に該当する法人
資本金の額 労働者数

小売業	5千万円以下
サービス業	1億円以下
卸売業	3億円以下
それ以外	

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	300人以下
それ以外	

< 出典:厚生労働省パンフレット >



労働時間の客観的な把握の義務づけ

現在、深夜残業を除き、残業代の支給がないため、管理監督者の労働時間の管理をしていないと思われませんが、2019年4月からは健康管理の観点から、全ての人の労働時間の状況を客観的に把握することが義務づけられます。ちなみに、労働安全衛生法により、一定の残業時間を超える者から申出があった場合、医師による面接指導を実施する義務が事業主にあります。

フレックスタイム制の拡充(2019年4月から適用)

現行1ヶ月の清算期間が3ヶ月に延長されます。

高度プロフェッショナル制度の創設(2019年4月から適用)

企業内での一定の手続きや本人の同意、かつ年間104日以上の日曜日を確保等を前提に、高所得者(1,075万円が予定されています)で特定の業種に従事する者に対し、労働時間の規制を適用除外とする制度が2019年4月より創設されます。

その他(2019年4月から適用)

勤務間インターバル制度の導入は努力義務とされ、産業医への情報提供や労働者への健康相談等が強化されます。

1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に一定時間以上の休息時間を確保する仕組み

不合理な待遇差をなくすための規定の整備

正規雇用労働者と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者)との間で、職務内容等の相違を考慮して不合理な待遇差を禁止し、職務内容等が同じ場合は差別的取扱いが禁止されます。大企業では2020年4月、中小企業では2021年4月より適用となります。

待遇に関する説明義務

非正規雇用労働者から求められたら、事業主は「正社員との待遇差の内容や理由」等を説明する義務を負います。適用時期は不合理な待遇差をなくすための規定の整備と同様です。

年5日間の年次有給休暇付与の義務づけ(2019年4月から適用)

1年間に10日以上の有給休暇が付与されている労働者に対し、そのうち5日間は必ず消化させなければなりません。現状で5日間の有給を消化していない労働者がどれくらいいるか把握し、労働者の希望も踏まえた上で取得時季を指定する必要があります。なお、計画的に付与する場合には、労使協定が必要となります。



各変更項目の内容を理解した上で、36協定の内容の見直し等準備を行う必要があります。36協定の様式も変更となりますのでご注意ください。

ホームページもご覧下さい。
<http://naka-cpa.my.coocan.jp/>

請負契約に係る消費税の経過措置

2019年10月より消費税の税率が10%となります。消費税は原則、引き渡し時点での税率が適用されますが、2019年3月31日までに契約した請負工事では、消費税増税後の引き渡しでも消費税は8%のまま据え置きという、特別な経過措置が置かれています。

2019年10月以降の完成でも支障がない工事の予定がある場合、2019年3月31日までに契約すると消費税2%分が有利となりますので、見直し・確認をお勧めします！

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。
平成31年度税制改正の内容は次号で取り上げます。

税理士法人 舞

中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03 - 3746 - 1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048 - 816 - 6180

Fax 048 - 834 - 1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

nakamura-cpa@tkcnf.or.jp